

80. 教育(学校教育を中心として)

(2025年6月25日更新版)

- 0 基本認識 【教育委員会】
- 1 教育大綱・総合教育会議 【総合政策局】
- 2 学校教育に関する基本認識 【教育委員会】
- 3 教育内容の変化 【教育委員会】
- 4 不登校への対応 【教育委員会】
- 5 学びの多様化 【教育委員会】
- 6 教員の多忙解消 【教育委員会】
- 7 部活動の地域展開 【総合政策局】
- 8 学校統廃合 【教育委員会】
- 9 給食 【教育委員会】
- 10 学校老朽化・施設改修 【教育委員会】
- 11 英語教育について 【教育委員会】
- 12 インターナショナルスクール(『観光・文化』から再掲) 【総合政策局】

0-0-1 基本認識 「教」から「学」の時代へ

- ・教育のあり方については、時代によって変わるが、今は大変革期にあると認識。
- ・ながらく、教育は「教え」「育てる」ことだった。
- ・しかし、現在は、「学び」「育つ」ことが重要な時代。
- ・学校とは、字が表す意味では「学びの場」
教師とは、字が表す意味では「教える＋教え導く人」
- ・これまでの学校では、教師による教えることを重視
⇒時代の大変化(価値観の変化、科学技術の変化など)
- ・これからの学校では、人が主体的に自らの意思で「学ぶ」ことを重視
教師はその学びがうまくいくよう手助けする人(ファシリテーター)

0-0-2 基本認識 教育行政の範囲、教育における教育委員会と市長部局の関係

- ・「教育」という語は、「教えること」という直接的な意味だけではなく、様々な意味で使われている。
- ・行政における教育(教育行政)においては、義務教育や学校教育の範囲に限らず、生涯学習のように全世代・全市民を対象とした教育について考える必要がある。
- ・難波が市長に就任する以前(～2023.4.12)までは、「教育」は教育委員会が担い、市長部局は教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行するという形がとられていた。
このこともあって、「教育大綱」(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項で市長が定めると規定されている、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」)については、教育委員会が定めた「静岡市教育振興基本計画」をそのまま「教育大綱」としていた。
- ・難波は、市長就任以降(2023. 4)、静岡市の教育行政が教育委員会による「学校教育」なかでも義務教育に偏って取り組んでいることは適切な教育行政とは言えないと認識した。
- ・このため、教育における教育委員会と市長部局の関係について法律に照らし整理した。
- ・その上で、2024年11月、全世代・全市民を対象にした「静岡市教育大綱」を策定した。
- ・また、条例を制定し、教育業務の権限の一部を教育委員会から市長部局へ移した。
- ・以下の資料は、教育における教育委員会と市長部局の関係を理解した上で作成している。
(注:以下の資料において、教育委員会が作成した資料について、右上に「教育委員会」としている。)

(1)教育委員会と市長の権限

「地方自治法第180条の8」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会と市長の職務権限が以下のとおり定められている。

《教育委員会》

- ・公立学校の設置、管理、廃止
- ・教職員の人事
- ・入学、転学、退学に関する事
- ・学校の組織編制、教育課程、学習指導
- ・教科書その他教材の取り扱い
- ・スポーツに関する事
- ・文化財の保護に関する事
- ・文化に関する事

など

《市長》

- ・大学に関する事
- ・幼保連携型認定こども園に関する事
- ・私立学校に関する事
- ・教育財産の取得、処分
- ・教育委員会の所掌に係る事項に関する契約締結
- ・教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行

(2)事務の補助執行と権限の委譲について

「地方自治法第180条の7」の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長部局に補助執行させることができる。(補助執行＝権限は教育委員会に残し、事務は市長部局が執行する)

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、条例の定めるところにより、教育委員会の権限に属する事務を市長が管理・執行することができる。

(権限移譲＝権限そのもの教育委員会から市長部局へ移す)

「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(2025年4月1日施行)」を制定し、スポーツ・文化に関する事務の権限を市長部局へ委譲し、まちづくりや観光など他の行政分野と一体で取り組む。

《2024年度》

《市長部局で補助執行》

- ・家庭教育、高齢者学級及び女性学級
- ・特別支援教育センター体育施設の利用
- ・青少年研修センターに関すること
- ・文化財に関すること
- ・登呂博物館、芹沢銈介美術館
- ・スポーツ及びレクリエーション
- ・学校体育施設等の利用

など

《2025年度》

《市長部局で補助執行》

- ・家庭教育、高齢者学級及び女性学級
- ・特別支援教育センター体育施設の利用
- ・青少年研修センターに関すること など

《市長部局へ権限を委譲》

- ・スポーツに関すること
- ・文化に関すること
- ・博物館及び井川少年自然の家の設置、管理及び廃止

1 静岡市教育大綱の特徴

義務教育の範囲に限らず、乳幼児期からの支援やリカレント教育の推進といった、「全世代・全市民」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」である「静岡市教育大綱」を2024年11月に策定しました。

2 静岡市教育大綱の策定目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長（市長）は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされています。

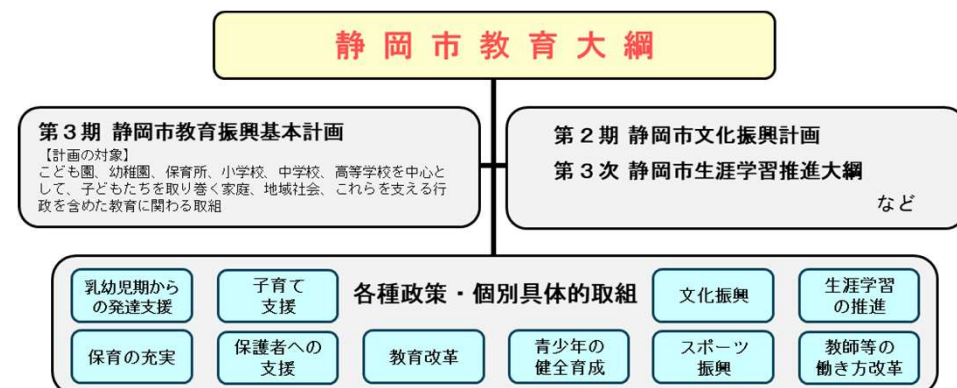
この「総合的な施策の大綱」が、今回の「静岡市教育大綱」に当たります。

市の教育大綱は、地方公共団体の長が策定する総合的な施策の大綱であり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し策定することとされていることから、新しい概念や幅広い視点が含まれるべきであると考えます。

静岡市では、「乳幼児からお年寄りまで全ての市民を対象」とし、「教育機関のみならず、家庭や地域といった社会全体を包含した内容」といった新しい概念や幅広い視点で「静岡市教育大綱」を策定しています。

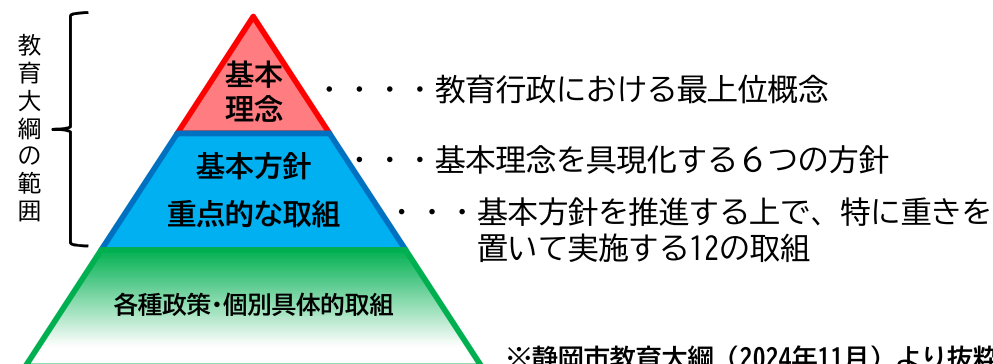
3 静岡市教育大綱の位置づけ

静岡市教育大綱を、静岡市の教育行政における基本的な方針に位置付け、その内容に則した各種政策・個別具体的取組を推進します。



※静岡市教育大綱（2024年11月）より抜粋

4 静岡市教育大綱の構成（3層構造）



5 静岡市教育大綱の内容 ●基本理念 ○基本方針（関係局）

●基本理念

多種多様な学びと地域の教育力を通じて、一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、持続可能な社会を支える人を育てる

○基本方針1

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」
（市民局・観光交流文化局・保健福祉長寿局・こども未来局など）

○基本方針2

「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」
（こども未来局、教育局など）

○基本方針3

「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」
（観光交流文化局、教育局など）

○基本方針4

「新たな時代で活躍できる多様な才能・能力を伸ばす」
（環境局、経済局、教育局など）

○基本方針5

「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」
（市民局、経済局など）

○基本方針6

「教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整える」
（こども未来局、教育局など）

6 静岡市総合教育会議の内容

○目的

市長と静岡市教育委員会が対等な執行機関として、静岡市総合教育会議において、静岡市における教育行政に係る協議・調整を行う。

○構成員

市長と教育委員

○協議・調整事項

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○その他

- ・静岡市は例年年2回程度開催（開催回数は自治体により様々）
- ・2025年は8月に第1回総合教育会議を開催予定

※参考：（これまでの協議テーマ）

	協議テーマ
2015	・教育に関する大綱について ・教員の多忙解消(校務支援システム) ・切れ目のない教育環境の充実 ・おいしい給食の提供と食育の推進
2016	・静岡市ならではの人材育成 ・子どもの貧困対策 ・教員の多忙解消(部活動)
2017	・グローバル人材育成のための魅力ある教育施策 ・日本一おいしい学校給食の提供 ・子どもの貧困対策
2018	・総合的な不登校対策の推進 ・教職員の働き方改革の実現 ※検証テーマ ・学校図書館の更なる充実
2019	・特別支援教育の充実 ・教職員の働き方改革の実現 ※検証テーマ
2020	・ICT教育の推進 ・不登校対策の推進※検証テーマ ・外国につながる子どもたちの支援体制の充実 ・子どもの貧困対策※検証テーマ
2021	・ICT教育の推進※検証テーマ ・共生教育の推進 ・国際教育の推進
2022	・部活動改革
2023	・教育大綱の策定
2024	・教育大綱の策定

急激な社会の変化に伴い、これからの子どもたちには、主体的に考え、自己決定できる力が必要とされる。このためには、これまでの教師主体の一斉授業から、子どもの理解度や特性に応じた「子ども主体の学び」に転換することが求められる。

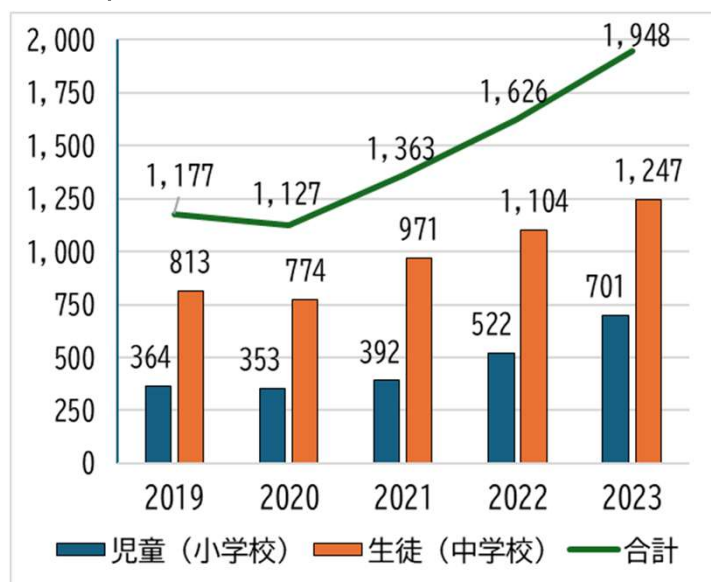
《静岡市教育の現状と課題》

(1) 児童生徒が抱える問題の多様化・複雑化

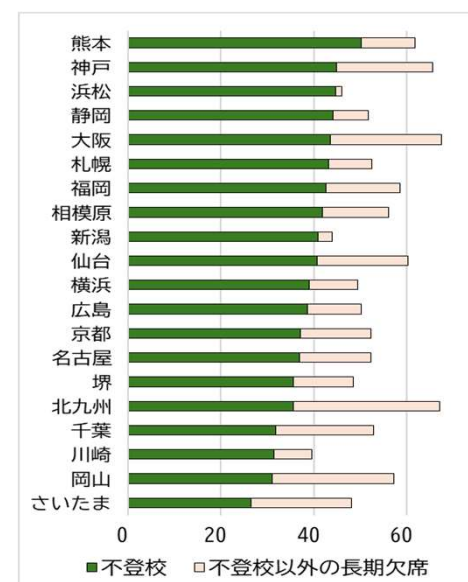
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒や医療的ケア、重複障害等による特別な支援、日本語指導を必要とする児童生徒の増加及びいじめ、不登校、暴力行為といった問題行為の背景の複雑化

(2) 不登校児童生徒数の増加

- ・静岡市の不登校児童生徒数は2020年以降年々増加し、2023年には1,948人となっている
- ・2023年度1,000人当たりの不登校児童生徒数は全20政令市中4番目に多い



静岡市の不登校児童生徒数の推移



2023年度1,000人当たりの不登校児童生徒数と長期欠席者数

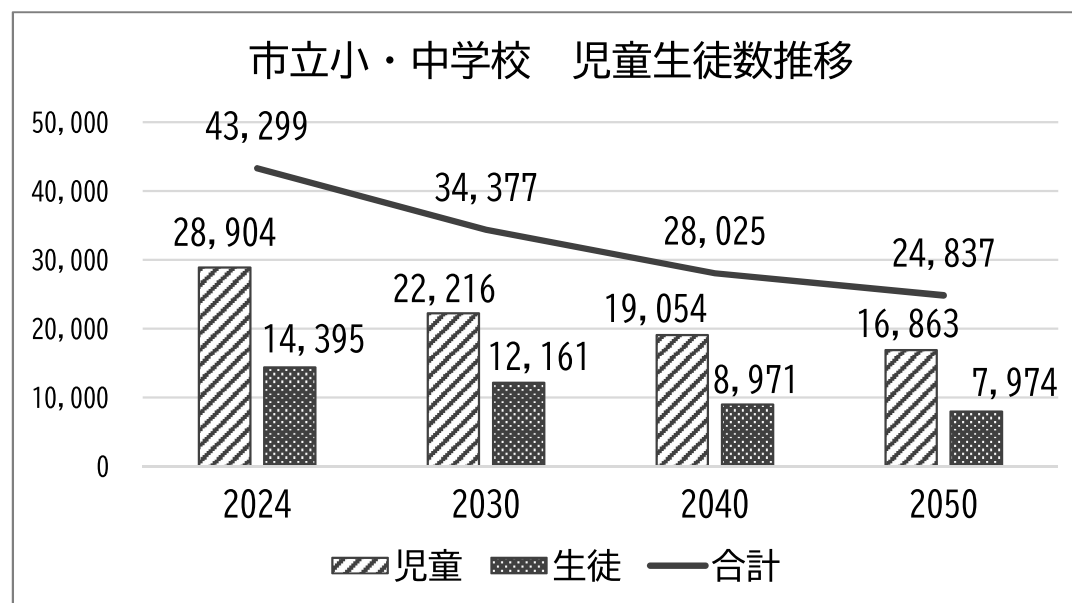
《静岡市教育の現状と課題》

(3) 教職員の多忙解消

- ・働き方改革の推進により、教職員の時間外勤務は減少しつつあるものの、引き続き教職員の多忙感を解消し、子どもと向き合う時間を創出する必要がある

(4) 小中学校の適正規模化と老朽化した学校の整備推進

- ・少子化の進展に伴い、児童生徒数は減少し続けており、小中学校の適正規模化・統廃合が必要となる
- ・静岡市の学校施設は、築50年以上のものが約40%を占めており、老朽化が深刻となっている



めざす学校の姿

「すべての子どもが自分らしく学び、“やってみたい”が広がる学校」

《具体的な実現イメージ》

- 自分らしく生き生き学習している
- 地域とビジョンを共有し、教育活動を展開している
- 校長がリーダーシップを発揮し、自走している

- ◆子ども主体の「個別最適な学び×ICT」を取り入れて進める
- ◆教職員の働き方改革推進のため、学校デジタル化による校務改善を進める

めざす子どもの姿

「自分らしく学び、仲間と学びを深める子」

《子どもたちにこれから必要とされる力》

- 主体的に考え、自己決定できる
- 「想像力」や「課題解決能力」を持ち、変化に柔軟に適応できる
- 多様な他者と合意形成し、協働できる
- 自己をよく理解し、自分の強みを生かせる

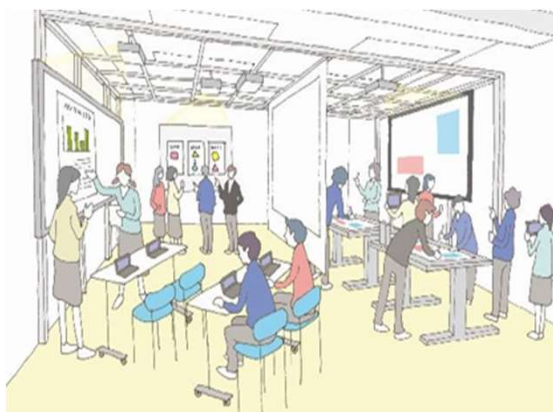
めざす学校の姿

すべての子どもが自分らしく学び、“やってみたい”が広がる学校

<実現の具体的なイメージ>

○自分らしく生き生き学習している ○地域とビジョンを共有し教育活動を展開している ○校長がリーダーシップを発揮し、学校運営している
※令和7年4月、教育委員会協議会及び当初校長会で共有

◆子ども主体の「個別最適な学び×ICT」を取り入れて進める



一人一人が学習や活動を考え選択していく

8:35~

今日はわり算のひっ算です。自分のめあてを立てて取り組みましょう

さっそく始めましょう!ミニレッスンを受けたい人は前へ来てください

終わったら友達に教えたいな

今日は商を早くたてられるようになるぞ。

8:40~

一緒にやろう。商を早く見つけるにはどうしたらいい?

先生のミニレッスンを聞いてからやろう

九九で見当をつけるんだよ

個々のペースで学習

教えて。この次はどうするの?

今日はAIドリルでどんどん進めるぞ

9:15~

時間です。今日の学習を振り返りましょう

早く計算できるようになった

Aさんのおかげで今よくわかった!

次はもっと頑張ろう!

自分に合わせた学び方で満足→意欲の向上

個別最適な学びのメリット

学習内容や学び方の選択の機会があり意欲が向上する

興味関心に応じた学び、学び方や学ぶペース、教材の選択が可能

自律的な学びを促進し主体性や自己調整力が育つ

子どもが自ら学びを調整する機会が増える

多様なニーズへ対応しやすい

特別支援が必要な子ども、不登校傾向の子どもなどへの配慮が可能

学習の充実が図りやすい

得意を生かした表現活動や、自分の必要に応じた学習活動が可能

ICTの活用により、教師の負担軽減が可能

添削や資料準備の時間短縮、学習の進捗の効率的な把握が可能

チームでの取組が可能

授業者の個性や授業スタイルの影響がなく他の教員と協働しやすい

4-1 不登校への対応

1 不登校対策の目標

すべての子どもが自分らしく学べる学校づくりを進めることはもとより、不登校であったとしても学習する機会や人と関わる機会をもたない児童生徒をゼロにする。

2 不登校対策の方針

- ① 誰にとっても居心地の良い魅力ある学校・授業づくり
- ② 不登校になっても学びたいと思ったときに学べる環境づくり
- ③ 子どもの小さなSOSを見逃さない支援体制づくり



方針	施策	現状	目指す姿
①魅力ある学校・授業づくり	児童生徒の興味関心を高める学び	一斉指導型の授業から脱却し個別最適な学び推進するため、授業改善の取組等を局横断プロジェクトにて検討し、子ども真ん中の学校、子どもに委ねる学びを推進していく。	“全ての子ども達が自分らしく学び、やってみたいが広がる学校”
②学びたいと思ったときに学べる環境づくり	学びの多様化学校の設置	・設置なし ・2026年度当初の設置に向けた準備	不登校の児童生徒の学びの場として、多様な子を受け入れ支援するとともに、既存の学校へ支援方法などを発信し、既存の学校の多様な学びを支援する
	サポートルームの運営	・小学校22校、中学校35校にサポートルームの運営を行う教育相談員（49人）を配置しているが、教育相談員不在時には開設できていない（配置日数週1～4日） ・サポートルーム利用児童生徒数 805人（R5）	全ての学校の開校時間中は、サポートルームが設置され、自分のクラスに入りづらい児童生徒や一旦、教室を離れて落ち着きたい児童生徒が、自分に合ったペースで学習・生活できる
	ICT・オンラインによる支援	・ICT等を活用した学習活動は効果的な運用事例が少なく、自宅学習が出席扱いとなった児童生徒数は 18人（R5） ・しずおかバーチャルスクールに参加した児童生徒数 118人（R6）	学校に登校できない児童生徒も、自宅をはじめとする多様な場から在籍校やバーチャルスクールとつなぎ、オンラインでの指導が適切に成績や出席扱いに反映される
	フリースクール等民間施設との連携	・民間施設等利用児童生徒数は128人（R5）だが、そのうち指導要録上出席扱いとなった児童生徒数は31人のみ	フリースクール等民間施設で社会的自立に向けて学習や活動をする児童生徒が、学校の出席扱いや成績において適切に評価される
③小さなSOSを見逃さない体制づくり	教育支援センター	・子ども未来局に補助執行し3区に1施設ずつ設置 ・教育支援センター利用児童生徒数 159人（R5） ・不登校に関する相談 388人（R5）	不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するなど、子ども支援の地域の拠点として役割を果たす
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校と専門性を有するスタッフと連携したチーム学校による支援	スクールカウンセラー37人、スクールソーシャルワーカー14人で市域全体をカバー、訪問教育相談員は12中学校区にのみ配置	各スタッフと教員とが専門性を発揮したチームとなって児童生徒を支援し、不登校となる前に最適に対応することで、新規不登校児童生徒数を抑制する
	1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見	2025年度は9校（小6校、中3校）約2,800人に導入。不登校の未然防止につながった事例はあるものの、導入校が少なく、その効果的な活用方法が確立されていない	全ての学校で教員個人の経験や技能に頼ることなく児童生徒の小さなSOSをキャッチする体制が構築され、児童生徒が困ったときにすぐに支援に繋げることができる

(参考) 中学校卒業後の進路

教育委員会

令和6年度 不登校生徒の卒業後の進路

進路	人数 (人)	割合 (%)
全日制	35	7.9
定時制	70	15.8
通信制	268	60.7
その他進学	35	7.9
進学以外	34	7.7
合計 (中3不登校者数)	442	

(参考) 令和6年度 中学校卒業後の進路(全体) (不登校生徒含む)

進路	人数 (人)	割合 (%)
全日制	3,997	82.6
定時制	126	2.6
通信制	420	8.7
その他進学	260	5.4
進学以外	36	0.7
合計 (卒業者数)	4,839	

チーム学校として、教員と連携する専門性を有する職員

◎スクールソーシャルワーカー<福祉の専門家>

学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策をスクールソーシャルワーカーを中心に展開し、就学前から中学卒業後までの切れ目のない支援を行う（拠点校方式による支援 14人で市内全域をカバー）

- ①福祉の視点から見立て、支援策を立案 ②学校・家庭と外部の関係機関をつなぐ

<R6実績> 対応児童生徒数1,097人
相談対応回数：4,378回

◎スクールカウンセラー<心理の専門家>

児童生徒や保護者に対して心理面の支援を行う（週1回又は隔週の専門的な支援 37人で市内全域をカバー）

- ①カウンセリングを通じて心の安定を図り、問題改善に向けた心の活力を養う
②心理状態を正確に把握し、見立てる

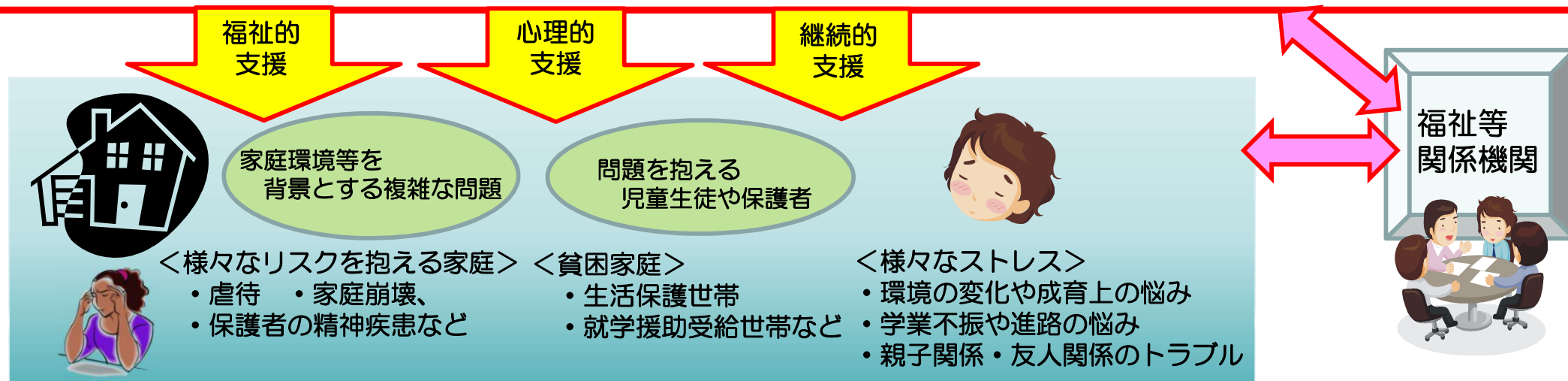
<R6実績> 対応児童生徒数5,450人
相談対応件数：27,266件

◎訪問教育相談員<思いを受け止める第三者>

家庭訪問により相談・ニーズを把握し、児童生徒の日常적인見守りや状態に応じたサポート資源へのつなぎ、教員等に助言及び情報提供を行う（週3日 アウトリーチ型支援 12人を12中学校区へ重点的に配置）

- ①不登校状態にある児童生徒宅を訪問して心身の状態を確認する
②ニーズを把握し、学校や関係機関と連携して支援体制を構築する

<R6実績> 対応児童生徒数133人
家庭訪問対応回数：3,640回



1 学びの多様化学校とは

特定の学校において、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校

(1) 全国の学びの多様化学校(2025年4月1日現在)

公立学校: 37校 うち政令市4市5校(京都、大阪、神戸、福岡)

私立学校: 21校 ※静岡県内は無し

(2) 学びの多様化学校の特徴

① 子どもの実態に合ったカリキュラム編成

- ・授業時数が少ない(学習指導要領1015時間→850~900時間)
- ・朝のスタートが遅い(9時30分始業など)など余裕のある時間割
- ・デジタルコンテンツを活用した個別進度学習、オンライン学習

② 子どもが過ごしやすい環境整備

- ・少人数学級
- ・制服がない
- ・学習スペース以外のリラックスできるスペースの確保

2 根拠法令等

2016.12「義務教育段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2023.3「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(文部省不登校支援「COCOLOプラン」)

① 不登校児童生徒全ての学びの場を確保、学びたいと思った時に学べる環境を整備

学びの多様化学校をすべての都道府県、政令指定都市に分教室型も含め全国300校の設置を目指す。

3 本市における学びの多様化学校設置

本市では、児童生徒が楽しんで生活ができる「すべての子どもが自分らしく学び“やってみたい”が広がる学校」づくりを進めつつも、たとえ児童生徒が不登校になっても、学びたいと思ったときに学べる環境の一手段として、令和8年度の「学びの多様化学校」の開設を予定している。

(1) 設置形態

- ・学校種 中学校分教室
- ・定員 3学年×1クラス16名程度 定員48名程度

(2) 対象を中学生にした理由

義務教育の中でも進路選択の分岐点である中学校では、教科担任制が導入され、授業の進行が速く、学習に不安を抱えて不登校となる割合が高い。また、不登校の児童生徒数の割合は小学校よりも中学校で高く、不登校からの復帰率も小学生より中学生のほうが低い。これらの理由から、小学校に先行して中学校で学びの多様化学校を設置する。

【参考1】2023年度における、静岡市の不登校児童生徒の状況

	小学生	中学生	合計
静岡市児童生徒数(人)	30,511	14,566	45,077
不登校児童生徒数(人)	701	1,247	1,948
不登校児童生徒の割合(%)	2.3	8.6	4.4
同年度中に不登校から復帰した児童生徒数(人)	202	254	456
同年度中に不登校から復帰した児童生徒の割合(%)	28.9	20.4	23.5

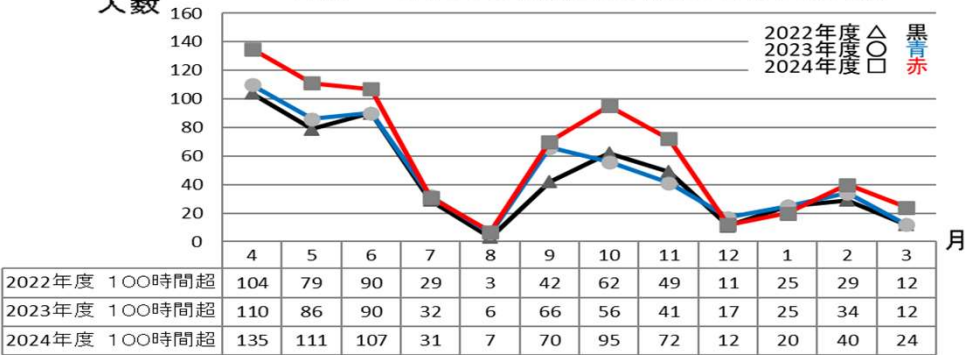
※中学では35人学級に3人以上の不登校が存在する割合である。

【参考2】学びの多様化学校設置形態

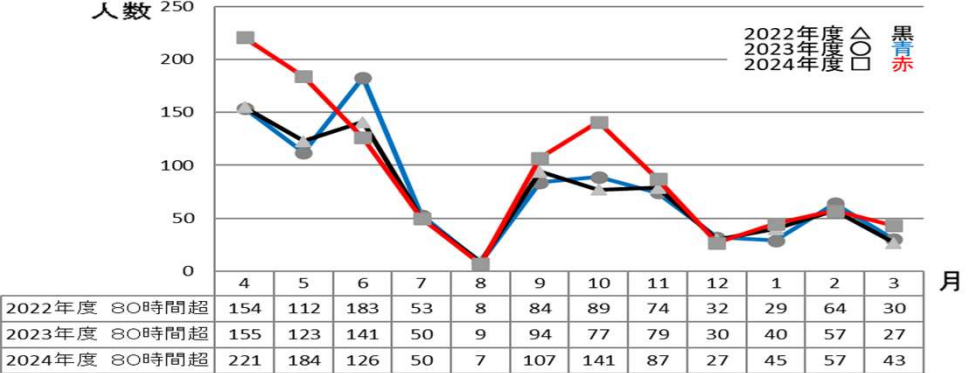
設置形態	設置形態	教員の配置	設置に向けた検討
独立型	施設要件(グラウンド、体育館等)を満たし、独立した学校として多様化学校を設置	独立した学校として、校長、教頭、養護教諭等を配置	多くの子どもの受け入れが可能。廃校利用を検討するも、適地に利用可能な施設がなく、開校まで時間を要する。
分校・分教室型	施設を他施設と併用するなど、既存学校の学級として教室を設置	基本的には学級担任の教員を配置	小規模にはなるが、開校までの期間が短く、カリキュラムも実態に合わせ柔軟な運用ができる。

1. 静岡市超過勤務月別一覧(三か年比較)

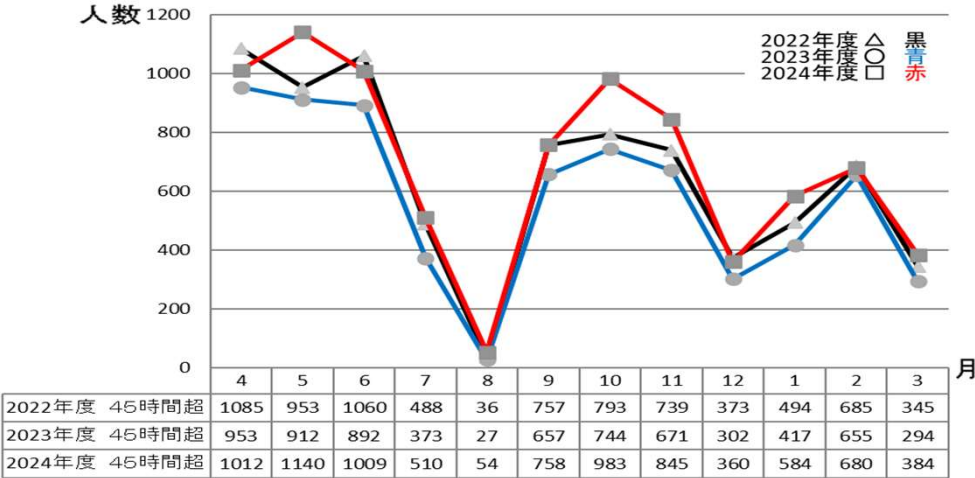
1月につき、100時間超の時間外を行った人数



1月につき、80時間超の時間外を行った人数



1月につき、45時間超の時間外を行った人数



《背景》 学校教育の現場では、児童生徒が抱える困難の多様化・複雑化により、それらへの対応における負担の増加から、教師等の長時間勤務の常態化や人材不足等が課題となっている。

《目的》 教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る。

《取組》 1. 学校における働き方改革プラン推進委員会
・教育局各課、校長、教頭、主幹教諭や教諭、養護教諭、事務職員、保護者代表等を中心に構成。2027年度から実施予定の新プラン作成など、働き方改革に関する取り組みのさらなる推進を図る。

《取組》 2. 業務改善の試行
・DX推進課、教育局各課で対応。学校における全業務を洗い出し、校務用パソコン、学習用端末それぞれでどのように業務改善ができるか試行していく。

《取組》 3. 働き方改革推進コーディネーターの設置
・各校に1名、校務分掌にコーディネーターを位置付け、ボトムアップ型の業務の見直し・効率化を図る。年に3回、講師を招きコーディネーター研修を実施。

《取組の効果》

2. 1カ月当たりの静岡市教職員の平均時間外在校等時間(三か年推移)

	小学校	中学校	全体
2022年度	29	37	33
2023年度	27	37	33
2024年度	28	38	33

・今後、月20時間程度に縮減することを目指し、さらなる「働きやすさ+働きがい=働き方改革」を進めていく。

小学校は月30時間未満。過去三か年横ばいの状況。

2025年1月24日 市長定例記者会見資料

部活動から地域クラブへの転換は、中学生の活動に留まらず、広く地域全体でスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会創出の好機と捉える。現状、市内のスポーツ・文化活動では、活動できる場が少なかったり、散発したりしている。

まずは、2025年度から基盤構築を進めていく。**2027年9月までには中学生を対象とした基盤を確立**。将来的に、**世代を超えて参画できる新たなプラットフォーム**となるよう発展させていく。

目指す姿

全市民が、豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる基盤構築

- ・プレーヤーは子どもでも「支える大人」の参画、将来的に大人もプレーヤーとして共に活動できることも視野に
- ・市民が興味ある活動に主体的にかかわり、自らの可能性を高めたり、人とのつながりを感じたりワクワクできる場を創造

方 策

公共施設×市民×民間団体で持続可能な基盤体制を共創

市のリソース（スポーツ・文化施設・各種機材等）をフル活用することで

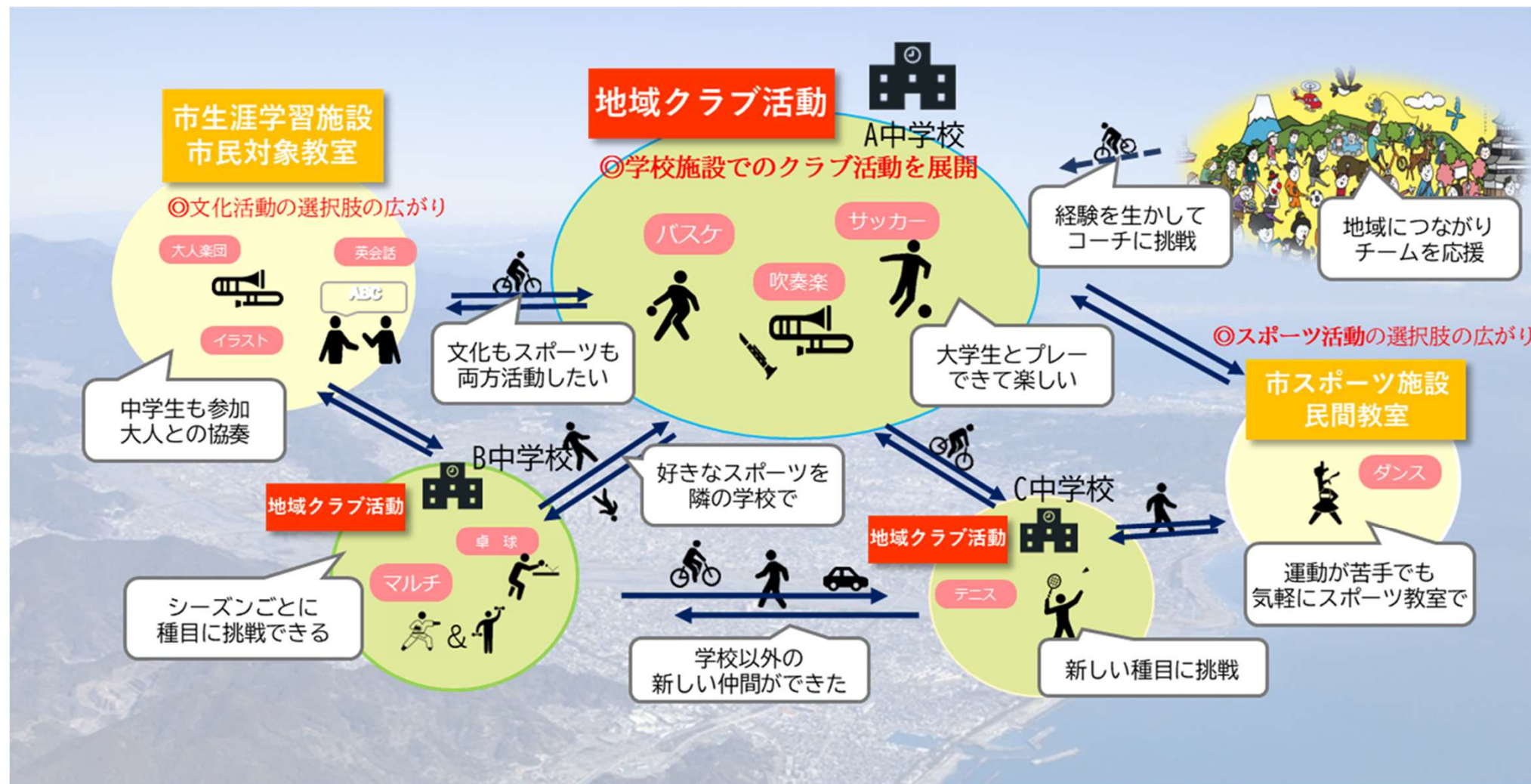
- 既存団体の活躍機会の拡充
- 世代を超えた市民活動へ広がり
- 持続的な活動支援

★地域クラブ活動

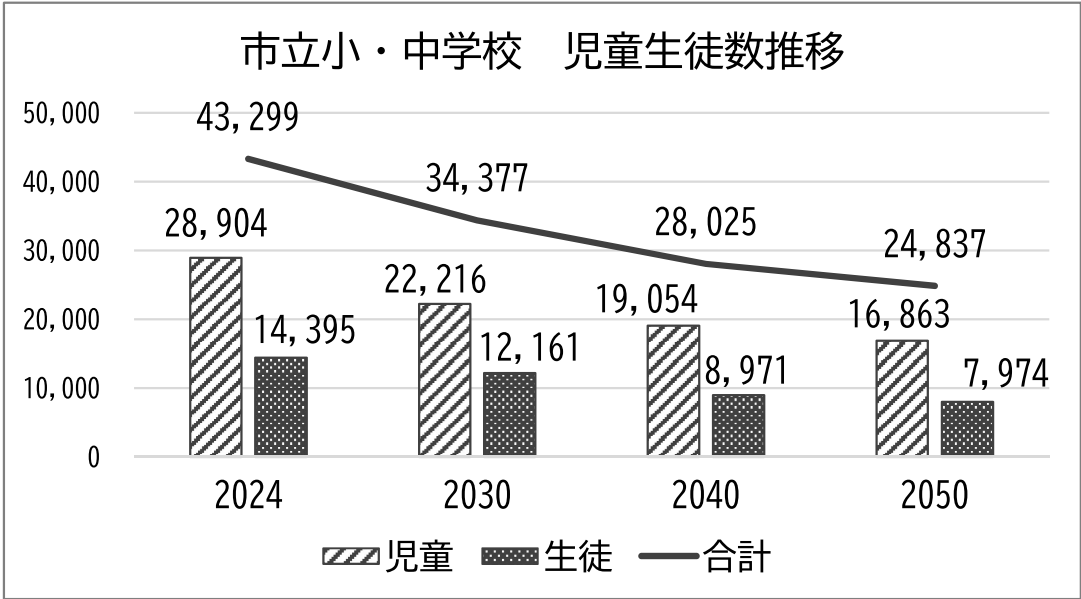
■ 目指すイメージ

2025年1月24日 市長定例記者会見資料

／公共施設・市民・民間団体と共創し、市内全域に多様な活動を創出／



今後の児童生徒数 推移



※R12以降は本市独自の人口推計から算出

- 子どもたち同士で切磋琢磨できる教育環境が重要。今後も児童生徒数は減少傾向にあり、一定の規模の児童生徒数が維持できない学校が増加することが見込まれる。
- 今後も子どもたちに充実した教育環境を提供するため、学校施設が適正な配置となるよう取り組んでいく。
- 学校は子どもの学びの場であるとともに、地域コミュニティの場でもあることから、地域や保護者にご理解をいただき進めていく。

これまで統廃合を行った学校

年度	統合後の学校	統合前の学校
2006年度	番町小学校	一番町小学校 三番町小学校
2007年度	葵小学校	青葉小学校 城内小学校
2016年度	井川小中学校（小中一貫校化）	井川小学校 井川中学校
2017年度	大河内小中学校（小中一貫校化）	大河内小学校 大河内中学校
	梅ヶ島小中学校（小中一貫校化）	梅ヶ島小学校 梅ヶ島中学校
	大川小中学校（小中一貫校化）	大川小学校 大川中学校
2020年度	玉川小中学校（小中一貫校化）	玉川小学校 玉川中学校
2022年度	両河内小中学校（小中一貫校化）	清水和田島小学校 清水西河内小学校 清水中河内小学校 清水両河内中学校
2024年度	中藁科小学校	中藁科小学校 清沢小学校 水見色小学校

現在、統廃合に向けて動いている地区

※各学校の児童生徒数は、2025年5月8日現在の人数

①蒲原地区

2026年4月に蒲原東小、蒲原西小、蒲原中が統合予定

- ・2020年5月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
- ・2026年4月の蒲原中(192人)、蒲原東小(190人)、蒲原西小(142人)の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて、地域と定期的に協議



学校開校準備委員会

②梅ヶ島地区

2026年4月に梅ヶ島小中、大河内小中が統合予定

- ・2024年12月に、自治会やPTAから、梅ヶ島小中(13人)の大河内小中(21人)への統合についての要望書が提出
- ・2026年4月の統合に向けて、「学校統合協議会」にて、地域と協議を行う予定

③由比地区

2026年4月に由比北小と由比小が統合し、2028年4月に由比中と統合予定

- ・2025年1月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
- ・2026年4月の由比北小(15人)、由比小(186人)の統合、及び2028年4月の由比中との統合による小中一貫校化に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議

④久能地区

2027年4月に久能小と大谷小が統合予定

- ・2024年9月に、自治会やPTAから、久能小(12人)の大谷小(332人)への統合についての要望書が提出
- ・2027年4月の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議



学校開校準備委員会

⑤藁科地域

2028年4月に中藁科小と藁科中が統合予定

- ・2022年9月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
- ・2024年4月に、清沢小、水見色小、中藁科小が統合
- ・2028年4月の藁科中(51人)、中藁科小(70人)の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて、地域と定期的に協議



将来の学校のあり方についてのPTAの話し合い

学校給食の提供に要する経費

学校給食法第11条に基づき、食材費の購入等に要する経費は児童生徒の保護者に負担していただき、それ以外の給食提供に要する人件費や施設・設備費等は静岡市が負担している。現在は、1食当たり699円の経費が必要となっており、295円が保護者負担、404円が静岡市の負担となっている。

学校給食費 (食材費) (小学生@280円) (中学生@325円)	42.2% 1食当たり 295円	約22億9,800万円			合計
		給食費支払い世帯 【保護者が負担】	生活困窮世帯【市が負担】 (就学の援助が必要な世帯又は生活保護世帯)		
		約20億8,800万円	約2億1,000万円		約22億9,800万円
			約1億8,600万円 (就学援助世帯 市負担分)	約2,400万円 (生活保護世帯 市負担分)	
		38.3%	3.4%(就学援助)	0.5%(生活保護)	
		【内訳】	【内訳】	【内訳】	【内訳】
		小学生 26,474人	小学生 2,177人	小学生 253人	小学生 28,904人
		中学生 12,889人	中学生 1,307人	中学生 199人	中学生 14,395人
		合計 39,363人(91%)	合計 3,484人(8%)	合計 452人(1%)	合計 43,299人(100%)
物価高騰対策負担軽減事業費	8.5% 1食当たり 59円	4億6,400万円【市が負担(国の交付金活用)】			4億6,400万円
事業費	49.3% 1食当たり 345円	約26億8,900万円【市が支出している経費】 【内訳】 物件費 約21億4,100万円(学校給食センター等の運営費) 人件費 約5億4,800万円(調理員、栄養士)			約26億8,900万円
計	100% 1食当たり 699円	54億5,100万円 ÷ 43,299人 ÷ 180回／年 = 699.4円 ÷ 699円(1食当たり単価) ※1校につき年間180回の学校給食提供			約54億5,100万円 うち、市の負担分 約33億6,300万円 (61.7%)

※合計児童生徒数はR6.5.1日現在、就学援助世帯人数及び生活保護世帯人数はR5.5.1日現在
 ※物価高騰対策負担軽減事業費及び事業費は、令和7年度予算
 ※就学援助は経済的に困り収入が市の定める認定基準以下の世帯(担当課:教育委員会事務局 児童生徒支援課)
 ※生活保護は収入が最低生活に必要な国の定める認定基準以下の世帯(担当課:福祉総務課)

学校給食費の公会計化について

1 学校給食費の公会計化の意義

これまで各学校長が保護者から学校給食の提供に要する食材費を給食費として徴収していたが、学校給食費会計の公平性、透明性を向上させ、徴収・管理に係る教職員の業務負担軽減、並びに支払方法の増加による保護者の利便性向上などのため、2025年度から学校給食費を公会計化し、学校給食課にて学校給食費を一括徴収・管理している。

2 学校給食費の管理について

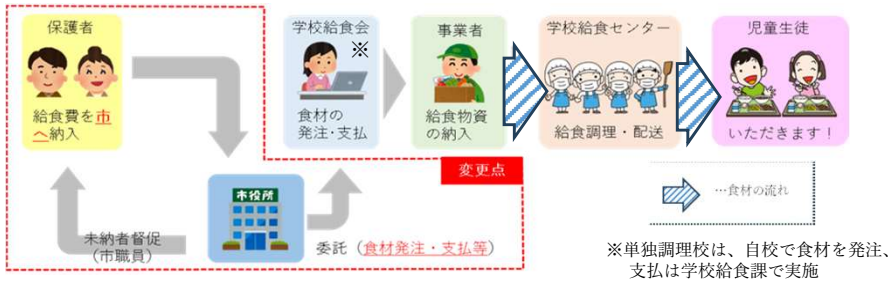
(1)これまでの学校給食費の流れ(例:センター配食校)

学校給食費は、市の歳入予算として計上せず、学校長が管理する会計(私会計)の中で処理



(2)公会計化後の学校給食費の流れ(例:センター配食校)

学校給食費会計の公平性、透明性を向上させ、教職員の業務負担軽減、並びに保護者の利便性向上などを目的に、2025年4月から公会計化を実施



※これまでの学校指定1金融機関のみの取り扱いから、web(パソコンやスマホ)から県内9金融機関の口座振替依頼が可能となり、コンビニ・キャッシュレス納付にも対応している。

3 スケジュール

- ・2024年9月 校長会で各学校長あて説明
共同学校事務室長副室長会で説明
市P連理事会あて説明
- ・2024年10月 家庭教育委員会役員会で説明
PTA連絡協議会第1回全体会長会で説明
- ・2024年11月 学校事務職員説明会
- ・2024年11月～ 保護者あて周知開始
口座振替依頼・登録(現小1～現中2)(WEB口座登録)
口座振替依頼・登録(新小1)(WEB口座登録)
学校事務関係者操作研修(研修動画配布)
- ・2025年1月～ 学校給食費公会計化運用開始
納付額決定通知書、第1期納付書送付
- ・2025年4月
- ・2025年5月
- ・2025年5月26日(月) 第1期納期限
- ・2026年2月25日(水) 第10期納期限

今後は、第1期の収納状況を踏まえて、引き続き口座振替登録を呼びかけるなど収納率の向上に努めていく。

また、学校給食費については、国による2026年度からの小学校を対象とした無償化の動きもあるため、引き続き国の動向を注視していく。

4 学校給食費

※2025年度

	小学校	中学校
一食当たり単価 (保護者負担額)	280円	325円
年間予定給食回数	180回	180回
年間納付額	50,400円	58,500円
一食当たり 公費負担額	57円	66円
一人当たり 年間公費負担額	10,260円	11,880円

静岡市の学校給食は、現在、学校給食センター及び単独調理校にて調理され、小学校及び中学校の児童生徒に提供されています。

今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、市全体の学校給食の提供のあり方を見直す必要があり、現在、持続可能な食の生産（農産物・食品等）、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、学校給食提供システムを検討しています。

1 学校給食センター

※2024.5.1日現在

名称	給食校数及び食数			
東部学校給食センター	1日 4,220食	中 11校	4,220食	
丸子学校給食センター	1日 8,060食	小 12校 中 5校	5,739食 2,321食	
西島学校給食センター	1日 8,449食	小 11校 中 6校	5,316食 3,133食	
門屋学校給食センター	1日 6,957食	小 16校 中 8校	4,224食 2,733食	
中吉田学校給食センター	1日 8,877食	小 11校 中 4校	6,635食 2,242食	
藁科学校給食センター	1日 193食	小 2校 中 2校	110食 83食	
井川学校給食センター	1日 10食	小 1校 中 1校	10食 0食	
庵原学校給食センター	1日 587食	小 1校 中 1校	396食 191食	
両河内学校給食センター	1日 807食	小 5校 中 2校	643食 164食	
由比学校給食センター	1日 410食	小 2校 中 1校	255食 155食	

2 単独調理校

※2024.5.1日現在

	給食校数及び食数	
静岡地区	小 1校 中 1校	10食 17食
清水地区	小 17校	7,039食
蒲原地区	小 2校 中 1校	387食 206食



門屋学校給食センター



学校給食調理の様子

【静岡市学校給食ウェブサイトの紹介】



静岡市学校給食キャラクター“しょっかんくん”

静岡市は、2023年3月から学校給食に関するウェブサイトを開設しました。給食の献立や給食施設の情報から、食育に関するコンテンツまで、各学校や家庭で活用してもらうために積極的に情報を発信しています。



学校給食の内容

<主食>

・麦ご飯、炊き込みご飯、食パン、ソフト麺など様々な種類を提供。

・主食の量
年齢に合わせて、必要なエネルギー量が変わるため、学年ごと主食量も調整している。

<おかず（主菜や副菜）>

- ・肉や魚、卵、大豆製品などの主菜と野菜中心の副菜を組み合わせ提供。
- ・和風・洋風・中華風など種類も豊富



<牛乳>

- ・成長期のカルシウム補給のため毎日1本（200ml）がつく。

※牛乳業者から配送

・学校給食摂取基準

学校給食で提供する食事内容については、子どもの健全な成長のために適切な栄養量を確保できるよう努めている。

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂質 (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	食物繊維 (g)
6～7歳	530	学校給食 による摂取 エネルギー 全体の 13～20%	学校給食 による摂取 エネルギー 全体の 20～30%	290	2	4以上
8～9歳	650			350	3	4.5以上
10～11歳	780			360	3.5	5以上
12～14歳	830			450	4.5	7以上

＊学校給食では、成長期の子どもに不足しがちな栄養素（カルシウムや鉄、食物繊維など）が積極的にとれるように配慮し、提供しています。

学校給食における取組（生きた教材としての献立）

【ふるさと給食の日・ふるさと給食週間】

地産地消の取組として、毎月1回以上「ふるさと給食の日」を設け、県内産の食材や、よく食べられている料理を積極的に献立に取り入れている。

また、6月と11月の各5日間を「ふるさと給食週間」とし地元の食文化に親しんでもらえるような料理を提供。



ふるさと給食の例

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・静岡おでん
- ・ごま和え
- ・パイナップル缶



海外の料理の例（カンヌウィーク）

- ・ソフトフランスパン
- ・牛乳
- ・鶏肉のフリカッセ
- ・フレンチサラダ
- ・ブラマンジェ

【海外の料理】

5月のカンヌウィークや10月の多文化共生月間、他国際交流イベントに合わせ、海外の料理を提供。

【スマイル給食】

食物アレルギー等で喫食に制限のある子も食べることが出来る給食を年1回提供。

【環境おうえん給食】

「持続可能な食と農を考える」食育として、「環境おうえん給食」と位置づけ、環境に配慮し生産された農産物（有機農産物）を学校給食で提供しています。令和6年「米・大根・人参・茶加工品」提供。令和7年度「米・玉ねぎ・じゃがいも・かぼちゃ・さつま芋・大根・人参・茶加工品」提供予定。



環境おうえん給食の例

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・さばのねぎソースかけ
- ・ひじき入りおひたし
- ・大根のそぼろ汁

《現状・課題・背景》

- 静岡市における地域の農産物など食の生産から消費に関する施策については、農業振興、卸売市場、学校給食など各分野の目的に基づいて実施されているが、時代の流れとともにそれぞれにおいてハード面、ソフト面で様々な課題が発生している。
- 将来の児童生徒数の推計を基に、葵区・駿河区を含めた市全体の学校給食の提供のあり方を見直す必要がある。また、給食センターや学校内での調理状況、配送システムなど、現在のシステムにも抜本的な改善が必要である。

《方向性》

- 学校給食の供給体制については、地元食材や有機農産物の活用などの質の改善を行いつつ、量の供給体制については、食材調達、調理、配送方法の一連の流れ全体の効率化を図る必要がある。
- 学校給食の供給体制は、これまでの延長上の取り組みで考えるべきではない。単に学校給食だけで考えるのではなく、持続可能な食の生産、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、その中でどういう学校給食提供システムにするかを考える必要がある。
- 2025年2月に立ち上げた『静岡食と農システムプロジェクトチーム』において検討していく。

《小・中学校の施設の状況》

2025年度の小・中学校数は、小学校75校、中学校37校、小中一貫校6校の計118校である。
また、施設数(棟数)の合計は356棟である。この内、築50年以上のものは142棟(校舎103棟、
体育館39棟)で、全体の39.9%を占めており、今後計画的な整備が必要である。

用途・築年数で分類した学校施設数(単位:棟)										
	校 舎			体育館			武道場			計
	築50年未満	築50年以上		築50年未満	築50年以上		築50年未満	築50年以上		
小学校 (75校)	62	68	130	47	27	74	0	0	0	204
中学校 (37校)	49	31	80	27	10	37	14	0	14	131
小中一貫校 (6校)	10	4	14	5	2	7	0	0	0	21
合計 (118校)	121	103	224	79	39	118	14	0	14	356
割合	54.00%	46.00%	100%	66.90%	33.10%	100%	100%	0%	100%	

(2025年度)

《これまでの取組と課題》

学校施設は、災害発生時の避難所として災害に対応する堅牢性を確保するため、過去に各学校施設の耐震補強等の大規模な工事を行ってきた。現在は、夏季の高温対策のため、校舎教室への空調機設置や、トイレの洋式化など、学校環境を改善する取組を継続して実施している。しかしながら、校舎等の多くは築50年を超え、建物内外の老朽化が進んでおり、また、管理棟数が変わらずに推移していることから、計画的に、最適な時期での改修工事の実施が困難な状況となっており、不具合が発生した場合は対処療法的な修繕対応となるため、修繕箇所や範囲、修繕費用が増加し、予算を圧迫する要因となっている。

このような状況から、学校統廃合による施設保有量の削減と、引続き継続する施設の長寿命化改修の時期と、改修の内容が課題となっている。

＜＜対策＞＞

・施設保有量の縮減を図る取組の実施

2050年度までの本市の将来推計人口(企画課算出)では、児童生徒数がこれまでの想定よりも著しく減少することが明らかになったことから、充実した教育環境を提供するため、これまでの学校再編の取組を加速し、施設保有量の縮減を図る。

(具体的な取り組み等については、教育委員会事務局において検討を進めている。)

・ライフサイクルコストを縮減する取組の実施

学校統廃合による施設保有量の削減と、建物の耐震性能、築年数、劣化状況により、建物ごとに改修等の実施順位と改修手法を設定し、今後26年間(～2050年度まで)のライフサイクルコストを削減する。(施設の長寿命化や予防改修、改築などの施設整備費と、光熱水費や保守管理費、修繕料などの維持管理経費を合計した費用を算出し、改修や改築の周期や規模、仕様などの基準の検討を進め、改修計画の策定を目指している。)

なお、改修時期等は『静岡市社会共有資産利活用基本方針』に基づき、学校施設の目標使用年数を概ね80年とし、予防保全型の改修(築20年・60年を目途に原状回復改修、築40年を目途に機能向上改修)により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

● 資料の内容

2023年度 修繕要望件数、要望対応件数、緊急対応件数、
教育施設課対応修繕件数及び支出額、教育施設課対応予算額を記載
※2024年度分は現在集計中。

2023年度 修繕業務支出状況				教育資産管理課		
	修繕要望件数	要望対応件数	緊急対応件数	教育施設課対応修繕		教育施設課対応 修繕予算
				対応件数計	支出額	
小 学 校	667	326	68	394	102,837,011	101,603,000
中 学 校	358	188	35	223	64,207,126	62,856,000
計	1,025	514	103	617	167,044,137	164,459,000

・不足分は課内予算から流用

※ 学校施設の維持保全に係る取組

学校施設で発生する老朽化による雨漏りや、施設の破損、設備の故障等、様々な不具合への対応として、規模の大きな改修工事等による施設整備は都市局建築部建築総務課が所管し、規模の小さな不具合等の施設保全に係る修繕等は教育局教育資産管理課が所管し、学校施設を安全で安心して使用できるように努めている。

◆静岡市の英語教育について

- 【目指す児童生徒像】
- ・自信を持って英語でコミュニケーションをする
 - ・地域のことを英語で語る
 - ・ふるさとへの愛情を持ち、国際的な視野で人とのつながりを広げる

【ALT(Assistant Language Teacher :外国語指導助手)】 小学校5・6年、中学校全学年対象

◎ALT活用の目的

- (1)外国語指導助手(以下「ALT」という。)と外国語科教員によるティーム・ティーチングを通して、児童生徒の英語コミュニケーション力を向上させる。
- (2)ALTの英語力や文化的背景を生かし、児童生徒の異文化理解を促進する。

◎ALTの果たす役割

- ・英語でのやり取りを通じて、伝わる喜びを体験させ、学習意欲を高める。
- ・自然な発音や表現を教え、日本文化との違いを伝えることで、異文化への関心を育てる。

市内小・中全校における
ALT事業についての
学校教員用アンケート

ALTとのティームティーチングにより、児童生徒のコミュニケーション能力や異文化理解が向上したと思う小中教員の割合

98.3%

(2025年2月アンケート結果)

成果

ALTとの交流により、自分の英語が通じた経験が自信となり、言語習得や文化理解が深まる。

課題

- ・児童生徒の英語力向上のため、外国語授業でALT参画をより充実させていくこと。
- ・ALTの採用やALT研修会の質を高めること。

【GET(Glocal English Teacher :外国語指導助手)】 小学校3・4年対象

◎GET活用の目的

- (1) 静岡市在住の英語堪能な地域人材グローバルイングリッシュティーチャー(以下「GET」という。)を活用することにより、児童に「生きた英語」に触れる機会を増やす。
- (2) GETと教員によるチーム・ティーチングにより、児童が自ら地元の魅力を英語で発信できる力を育成する。

◎GETの果たす役割

- ・異文化理解を深める機会をつくり、併せて地域学習も充実させる。
- ・児童が自信を持って英語で表現できるようサポートする。

市内小学校における
GET事業についての
学校教員用アンケート

GETとのチームティーチングにより、児童の英語での学習意欲や異文化理解が向上したと思う小学校教員の割合

100%

(2025年2月アンケート結果)

成果

- ・GETの知見に触れ、児童の英語や異文化への関心が高まる。
- ・GETの専門的な知識やスキルの共有により、教員の外国語指導力が向上する。

課題

- ・教員がGETから得た多角的な視野と知識を、日々の授業に効果的に反映させ、指導の質をさらに高めていく工夫をすること。

ALT・GETの活用により、
地域を深く理解するための「ローカル」な視点と「グローバル」な視野の両立を目指す。

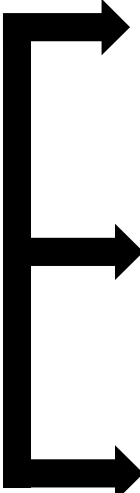
インターナショナルスクールとは・・・インターナショナルスクールに関して法令上特段の規定はない。

【文部科学省ホームページ】

「一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。※」とある。

※出典：文部科学省HP「11.学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について」
”https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422252.htm”

【インターナショナルスクールの学校教育法上の分類】

- 
- **一条校**（学校教育法第1条、対象：小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園など）
学校教育法で規定された就学義務の履行となる教育施設
 - **各種学校**（学校教育法第134条、対象：自動車整備、調理・栄養、看護師などの教育施設）
就学義務の履行とならないが、国の学習指導要領に拠る必要のない教育施設
 - **無認可校**（上記の何れにも当てはまらない教育を行う施設）

首都圏のみならず、地方でも様々なタイプのインターナショナルスクールが開校

【一条校】

UWC ISAK JAPAN
ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン
開 校:2014年8月
場 所:長野県北佐久郡軽井沢町
(敷地面積 約2.4万㎡)
対 象:高校1年生から高校3年生まで
(定員約120名)
特 色:○全寮制
○国際バカロレアディプロマ・プログラム

【各種学校】

Harrow International School Appi Japan
ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン
開 校:2022年8月
場 所:岩手県八幡平市安比高原(敷地面積 約9万㎡)
対 象:小学6年生から高校3年生まで(定員約920名)
特 色:○全寮制
○英国式カリキュラムをベースとする

【一条校】

Jinseki International School
神石インターナショナルスクール
開 校:2020年4月
場 所:広島県神石郡神石高原町
(敷地面積 約83万㎡)
対 象:小学1年から6年生まで
(定員約144名)
特 色:○全寮制
○自然豊かな環境を活かした食育や
ファームプログラムなどを提供

【各種学校】

Rugby School Japan
ラグビースクールジャパン
開 校:2023年9月
場 所:千葉県柏市柏の葉
(敷地面積 約5万㎡)
対 象:小学6年生から高校3年生まで
(定員約780名)
特 色:○寮及び通学制
○英国式カリキュラムをベースとする

【各種学校】

**九州ルーテル学院インターナショナルスクール
小学部**
開 校:2024年4月
場 所:熊本市中央区黒髪(敷地面積 不明)
対 象:小学1年から6年生まで(定員約120名)
特 色:○通学制
○九州ルーテル学院大学等を設置する
学校法人九州ルーテル学院が運営

《背景・目的》

静岡市にインターナショナルスクールが開設されることにより、市内外の子どもたちにとって学びの選択肢が広がるとともに、国際的な教育環境の整備が図られる。また、企業活動のさらなる発展や研究拠点の形成に向けては、専門的な知識や技術を有する高度外国人材の受け入れが重要であり、その獲得に当たっては、家族への配慮、とりわけ子どもの教育環境の整備が求められる。さらに、スクール運営事業者や教職員、家族等の来訪・定住に伴う消費活動により、地域経済の活性化につながることが期待される。

《取組》

2024年3月に、しずおかフィナンシャルグループの中西会長を座長とする「インターナショナルスクール誘致推進協議会」を、静岡市と静岡商工会議所の連携により立ち上げた。

- ➡静岡市でのインターナショナルスクール開設や運営に関心をもつ企業に聞き取り調査を行ったところ、参入意欲を示す企業が複数確認された。
- ➡静岡市と静岡商工会議所のそれぞれに、様々な相談に対応する「支援チーム」を組織し、窓口を設置した。

《取組の効果》

参入意欲のある企業から、「事業用地の確保」の相談を受け、対応している。

【インターナショナルスクール誘致に向けた候補地の選定】

・静岡商工会議所と連携し設置した相談窓口にて、2024年9月、ある事業者から、市内でのインターナショナルスクール開設の提案があった。具体的には、インターナショナルスクールの開設意向の表明と、静岡県が所有する「果樹研究センター跡地(清水区駒越西)」(以下「果樹研跡地」)を最適用地とし、その確保に向けた支援の要請である。

・提案の内容を検討した結果、市としても果樹研跡地はインターナショナルスクールの適地であると判断し、土地の確保に向け土地の所有者である静岡県との協議を開始した。



全景写真 ©Google



対象地位置図 ©Google

【候補地(果樹研跡地)の概要】(静岡県公表資料より)
所在地: 静岡市清水区駒越西2丁目12番10号 33

【想定されるインターナショナルスクールの概要】

- ・果樹研究跡地が位置する清水区は、海洋分野の研究開発や次世代産業の発展が見込まれており、インターナショナルスクールが開設されることは、高度外国人材を惹きつける要素の一つとなる。
- ・果樹研跡地の広大な敷地と、富士山と駿河湾の景観、豊かな自然を生かし、市内・県内のみならず、県外・海外からの入学を誘引する世界最高水準の国際教育を提供するインターナショナルスクールの開校を想定している。
- ・インターナショナルスクールの開校時期は、事業者の判断となるが、現段階では、2028年9月の開校を想定している。